

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地
TEL 0283-20-3015 令和3年12月

消費生活センターでは、消費者をだましてお金を支払わせる悪質商法による被害や「商品が届かない」「壊れた商品・にせ物が届いた」「購入した商品でケガをした」など、消費者からの消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

相談事例のなかから、気をつけていただきたいトラブルをご紹介します。

① アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。

【相談員からのアドバイス】

- ・大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしている場合もあります。事業者名をしっかりと確認しましょう。
- ・契約前に、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったら、きっぱり断りましょう。



② ATMで還付金はもらえません！ 還付金詐欺に注意

市役所から「払いすぎた医療費の払い戻しをする。携帯電話とキャッシュカードを持って、ATMコーナーで今すぐ手続きをしないと無効になる」と連絡があった。ATMから携帯電話で連絡すると、ATMの操作を支持され、気が付いたらお金を「受け取る」のではなく、「振り込み」していた。

【相談員からのアドバイス】

- ・市役所や年金事務所などの公的機関が、医療費や保険料などを還付するためにATMの操作をお願いすることはありません。
- ・「携帯電話を持ってATMへ」と言われたら詐欺です。家族や警察に相談しましょう。
- ・普段、高額な振込を行うことがない方は、被害を拡大させないためATMによる1日あたりの利用限度額を低く設定しておくことも検討してください。



(※消費者庁イラスト集より)

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)

※消費生活センターではクーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を、無料で実施しています。お気軽にお問合せください。